

つで、労働運動・市民運動を弾圧できるもの。

本的人権」が一方的に侵害されることになる。

大衆的な闘いで廃案に追い込まなければなりません。

改憲項目も探ることになる。

反戦・平和
人権 環境
脱原発の
火を消すな！

HP <http://i-peace-ishikawa.com/>

PEACE石川 N055

発行 石川県平和運動センター
金沢市西念3-3-5 Tel076-233-2170

日本の刑法では、犯罪に当たる行動を実行し、結果が生じれば罪に問われるこれが原則。しかも未遂であつても重い罪の場合は準備の段階で罪を問う「予備

「一般の方が対象になることはありえない」「対象の懲役・禁固刑の676罪を277罪にし、限定的なものに改めたかのように押し出して いる。しかしその内実は、著作権法、窃盗、威力業務妨害、業務上横領、証券取引法、収賄など一般人が犯す可能性のある罪ばかりだ。

改憲項目絞り込みの危険性

「万能」法なのだ。

テロ等準備罪＝共謀罪の成立を許すな！過去3回にわたって廃案となつた「共謀罪」を、「3年後に迫つた東京五輪に向けてテロを含む組織犯罪を防ぐため」として今通常国会で安倍政権は「テロ等準備罪」と呼び名を変え提出した。何としても押

し通そうと「テロ」を無理やり入れて。私たちは、安倍政権のデマキャンペーンにだまされてはならない。

現代の治安維持法と言うべきテロ等準備罪を、職場からの論議と大衆的な反対運動を通じて二度と上程されないよう葬り去ろうではありませんか。

呼び名に騙されないで

罪を↓元口等準備罪とした
しかし内容は共謀罪とほ
とんど変わらない。03年か
ら3度国会に提出され廃案
となつたいわくつきの法案
であり、捜査当局の思い一

「共謀罪」あなたも私も 監視対象！
弾圧立法を、みんなの力で葬りましょう！

その意味では安倍政権に反対する団体・個人を「テロリスト」「反社会的勢力」と見なせば弾圧が可能であり、「公の秩序」の維持を持ち出して逮捕もできる。辺野古の海にコンクリートブロックが投げ込まれ反対運動の先頭に立つていた山城沖縄平和運動センター議長は、微罪で逮捕され5ヶ月に渡り監獄につながれたが、これはまさに「共謀罪」の先取りと言わなければなりません。

安倍首相は1月20日に召集された国会で行われた施政方針演説の中で、憲法審査会での「具体的な議論」を呼びかけた。改憲派が国会の3分の2を保つていてるうちに改憲原案をまとめ、18年後半の臨時国会までに改憲案を発議したいとの思惑が見える。仮に解散するとしても、解散まで時間に余裕があるうちに与野党による改憲論議を軌道に乗せ、

民進党は予算通過後は議論自体には応じる姿勢を見せつつも、改憲項目の絞り込みに向けた議論には当面応じない方針で「立憲主義」など基本原理の議論を続けながら、政権のペースで進まないよう動きを足止めする戦略で、野党3党と「安倍政権下での改憲反対」で一致もしている。

しかし、今後もこの方針が続くのか、十分監視しておとなないと油断は禁物である。

かつて戦前・戦中と「アカ」の名の下に、治安維持法が労働運動を含めてあらゆる社会的活動の弾圧に猛威を振るつた歴史を私たちは経験している。今、特定秘密保護法に始まり、戦争法が強行採決され、昨年5月の刑事訴訟法の改定（改定監聽法・司法制度取引制度）にふまえて、打ち出されているテロ等準備罪は、まさに「戦争のできる国」日本を象徴するものである入りし、昨年のTPP、年金力法案は4月14日から審議

改憲の道筋をつけてみたいのである。

不當な

石川県憲法を守る会など、「共謀罪」の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正案に反対する県内の市民団体や青年法律家協会北陸支部は十七日、改正案を国会に提出しないよう求める共同声明を発表した。

声明には八団体が参加し、改正案が成立すると、市民団体さも捜査当局の判断で犯罪集團とらえられ、処罰の対象になりうると指摘。恣意的な处罚が可能となり、市民の行動や思想の自由が失われるとして、憲法が保障する基本的人権の侵害になると訴えている。

九条の会・石川ネットの大手町の社会法律センター

8団体が共同声明

3/18北中「共謀罪」反対 石川か
で記者会見を開催される恐れがある

「共謀罪」の国会提出を含む組織犯罪処罰法改正案に反対する県内の市民団体や青年法律家協会北陸支部は十七日、改正案を国会に提出しないよう求める共同声明を発表した。

声明には八団体が参加し、改正案が成立すると、市民団体さも捜査当局の判断で犯罪集團とらえられ、処罰の対象になりうると指摘。恣意的な处罚が可能となり、市民の行動や思想の自由が失われるとして、憲法が保障する基本的人権の侵害になると訴えている。

九条の会・石川ネットの大手町の社会法律センター

ツト、カジノ法案のように
数の力で强行採決すること
は目に見えている。

方：憲法9条などで勉強会を開くとしているので、これらが絞り込みの対象と考え

控訴審判決！

ところが共謀罪は犯罪を相談・計画しただけで、実行していくなくても逮捕などの取り締まりができる。これでは警察当局によつて「思想信条の自由」や「其

ジト、カジノ法案のように
数の力で强行採決すること
は目に見えている。

方・憲法9条などで勉強会を開くとしているので、これらが絞り込みの対象と考えているようだ。

しかし、絞り込みのためには国民の理解が得やすい

控訴審判決！ 市庁舎前広場「使用不許可違憲！」訴訟高裁判決（弁護士 小島次郎
裁金沢支部において、控訴
17年1月25日、名古屋高

